

Ⅲ-税務

101 税効果会計に関する下記の文章のうち、最も適切でないものを1つ選びなさい。

- a) 法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である
- b) 将来減算一時差異は、翌年度以降の課税所得の計算上、減算されることによって、税額を減少させると考えられる
- c) 一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産または繰延税金負債に計上しなければならない
- d) 税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることから、每期必ず繰延税金資産を計上しなければならない

102 税効果会計において、永久差異項目に該当するものを1つ選びなさい。

A：交際費（税務上の限度超過額）
B：延滞税
C：法人税

- a) A
- b) B
- c) C
- d) A、B、Cの全て

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

税効果会計とは、企業会計における収益・費用と、課税所得計算上の益金・損金の認識時期の相違等により、企業会計上の資産・負債の額と課税所得計算上の資産・負債の額に相違がある場合において、法人税等の額を適切に配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続となる。

貸借対照表に計上されている資産・負債の金額と、課税所得計算上の資産・負債の金額との差額を一時差異という。一時差異には、将来減算一時差異と将来加算一時差異があり、将来減算一時差異は解消するときに、その期の課税所得を減額する効果をもつ。

また、税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることより、繰延税金資産を計上することができるが、将来の利益が十分でなく将来の課税所得を減算する効果がなければ計上できないため、必ず計上しなければならないわけではない。

したがって、正解は（d）となる。

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

税務上と会計上の認識の差異には永久差異と一時差異がある。このうち永久差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の差異が永久に解消されないものを指すのに対して、一時差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の計上期間のズレに起因するもので、一定期間経過後には解消される。税効果会計の対象となるのはこの一時差異についてであり、永久差異項目は対象外である。

永久差異項目には、次のようなものが該当する。

【法人税法上損金とならない費用項目】

- ・交際費（税務上の限度超過額）
- ・寄附金（税務上の限度超過額）
- ・法人税／住民税
- ・延滞税／罰科金／損金とならない延滞金等

【法人税法上益金とならない収益項目】

- ・受取配当等の益金不算入額等

したがって、正解は（d）となる。